

(第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第三条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、こ</p>	<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第三条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の執行機関は、<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第四欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受け</p>

改 正 案			現 行		
の限りでない。			ることができる場合は、この限りでない。		
4 (略)			4 (略)		
第五条・第六条 (略)			第五条・第六条 (略)		
別表第一 (第四条関係) (略)			別表第一 (第四条関係) (略)		
別表第二 (第四条関係)			別表第二 (第四条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
一・二 (略)	(略)	(略)	一・二 (略)	(略)	(略)
三 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)</u> による <u>小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</u> その他の <u>利用特定個人情報</u> であって規則で定めるもの	三 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>法別表第二の二十六の項の第四欄</u> に掲げる <u>特定個人情報</u> であって規則で定めるもの
四 知事	<u>特定個人番号利用事務 (利用特定個人情報のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限</u>	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	四 知事	<u>法別表第二の第二欄</u> に掲げる <u>事務 (法第十九条第八号の規定により同表の第四欄</u> に掲げる生活	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

改 正 案			現 行		
		る。)であって規則で定めるもの			保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの
五 知事	<p><u>特定個人番号利用事務（利用特定個人情報のうち児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十</u></p>	<p>療育手帳（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの</p>	五 知事	<p><u>法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五</u></p>	<p>療育手帳（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）に関する情報であって規則で定めるもの</p>

改 正 案				現 行			
		五年法律第三十七号) に関する情報の提供を受ける事務に限る。) であって規則で定めるもの				三号) による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) に関する情報の提供を受ける事務に限る。) であって規則で定めるもの	
六 (略)	(略)	(略)	(略)	六 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 (第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 知事	<u>特定個人番号利用事務 (利用特定個人情報のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学の</u>	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費 (特別支援学校への就学奨励に関する法律による

別表第三 (第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)	(略)
二 知事	<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務 (法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる特別支援学校への就学奨励に関</u>	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費 (特別支援学校への就学奨励に関する法律による

改 正 案				現 行			
	ため必要な経費の支弁に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの		ものを除く。)の支弁に関する情報であって規則で定めるもの		する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの		ものを除く。)の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
三～七 (略)	(略)	(略)	(略)	三～七 (略)	(略)	(略)	(略)
八 教育委員会	<u>特定個人番号利用事務</u> (利用 <u>特定個人情報</u> のうち生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	八 教育委員会	<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務</u> (法第十九条第八号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(第二条関係)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p><u>別表第二の五の項中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次の一項を加える。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 削除</u></p>	<p>埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p><u>別表第二の三の項中「別表第二の二十六の項の第四欄」を「別表第二の三十七の項の第四欄」に改め、同表の五の項中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次の一項を加える。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>二 第二条中別表第二の三の項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日</u></p>